

延岡市委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、建築設計業務、工事監理業務及び不動産鑑定業務（以下「委託業務」という。）の検査を円滑かつ適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び延岡市契約規則（平成12年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2条 この要綱において検査の対象となる委託業務は、次に掲げる業務であって、当初設計金額又は予定価格が50万円を超えるものとする。

- (1) 測量（測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量をいう。）
- (2) 建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。）
- (3) 地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業の業務をいう。）
- (4) 補償コンサルタント業務（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタントの業務をいう。）
- (5) 建築設計業務（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する設計等の業務をいう。）
- (6) 工事監理業務（建築工事、電気設備工事、耐震工事、機械設備工事、給排水衛生設備等の各工事の工事監理の業務をいう。）
- (7) 不動産鑑定業務（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第2項に規定する不動産鑑定業の業務をいう。）

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の完了を確認するため及び会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項に規定する契約についての給付の完了の確認をするために必要な検査をいう。
- (2) 出来高検査 委託業務の契約の相手方（以下「受注者」という。）に委託業務の完了前に委託料の一部を支払う必要がある場合又は契約の解除により委託業務の中止に伴い打ち切りを行う場合において、委託業務の既済部分を確認するために行う検査をいう。

(検査員等)

第4条 この要綱において検査員とは、規則第33条第2項に規定する検査員をいう。

(検査の準備)

第5条 業務担当課室の長は、検査を実施するに当たり受注者に対して通知を行うとともに、規則第33条第2項に規定する契約書、仕様書及び設計図書その他の関係書類（以下「設計図書等」という。）、契約の目的物（以下「成果物」という。）並びに検査に必要な資料等を準備しなければならない。

(検査の立会い)

第6条 検査員は、検査を実施するに当たり、監督員（規則第32条第2項に規定する監督員をいう。以下「調査職員」という。）又は必要に応じて、他の職員の立会いを求めることができる。

- 2 検査員は、検査を実施するに当たり、受注者又は管理技術者及び担当技術者若しくは照査技術者を立ち合わせるものとする。ただし、受注者が検査に立ち会わないときは、欠席のまま検査を実施することができる。

(検査の方法)

第7条 検査員は、受注者が設計図書等に基づき、委託業務が適正に履行され、完了されているかを確認し、厳正かつ公正にその適否の判定を行うものとする。

(検査の判断と手直し指示、再検査)

第8条 検査員は、検査の結果、委託業務の内容や成果物が設計図書等に適合しないと認めるときは、その旨及びこれに対する措置についての意見を検査調書又は出来高調書に記載するとともに受注者に対して手直しを指示するものとする。この場合において、手直しが軽易なものと認めるときは、その場において口頭で手直しを指示することができる。

2 検査員は、手直し完了後、改めて検査を行うものとする。ただし、手直しが軽易なものについては、調査職員その他関係職員によりその内容を確認することができる。

3 受注者は、第1項の規定により指示された手直しが完了したときは、手直し完了報告書を提出するものとする。ただし、手直しが軽易なものについては省略することができる。

(検査結果の取扱い)

第9条 検査員、業務担当課室の調査職員及び担当係長は、延岡市設計等委託業務成績評定要領（平成27年4月1日施行）、延岡市建築設計委託業務成績評定要領（平成25年7月1日施行）又は延岡市工事監理委託業務成績評定要領（平成25年7月1日施行）に基づき、設計等委託業務成績評定表、建築設計委託業務成績評定表又は工事監理委託業務成績評定表を作成しなければならない。

(検査の延期又は中止)

第10条 検査員は、検査を実施するに当たり、天災等不可抗力により検査の実施ができな
いとき、又はその他やむを得ない事由があるときは、検査を延期し、又は中止する
ことができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。